

豊田市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることによつて、市の新たな財源を確保し、もつて市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の広報印刷物、ウェブサイトその他の市資産のうち民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）が可能なるものをいう。
- (2) 部長等 豊田市事務分掌条例第2条に掲げる部の長、消防長、上下水道局次長、教育次長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局書記長及び会計管理者をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告掲載は、広告媒体として活用する市の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、市が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告含む）
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると総務部長が認めるもの

4 前項各号に掲げる内容に係る基準は、総務部長が別途定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、当該広告媒体を所管する部長等が別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管する部長等が別途定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管する部長等が別途定める。

(実施判断)

第7条 広告掲載の実施判断は、広告掲載を行う広告媒体を所管する部長等が行う。

2 広告掲載の実施判断にあたっては、実施前に第4条から前条までの規定及び個別に定める広告内容にかかる基準等について、調整監会議の意見を求めなければならない。

(審査)

第8条 掲載する広告の審査は、広告媒体を所管する部長等が第3条第4項の基準に基づき行う。

2 広告媒体を所管する部長等が、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合は、調整監会議の意見を求めるものとする。

3 調整監会議で意見を求める場合、副市長は必要に応じて、関連する所管の課長等に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 広告媒体を所管する部長等は、広告掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に通知する。

(広告掲載の取消)

第9条 広告掲載の決定を行った部長等は、次の各号に該当する場合、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告媒体に掲載しようとする広告が第3条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき

(2) 第3条第4項に定める基準に抵触することとなったとき

(3) 広告主が広告料を指定する期日までに納入しなかったとき

(4) その他特に広告掲載を適当できないと認めるとき

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。